唐津市の離島における家庭ごみ等の収集運搬に要する費用負担の軽減 を求める意見書

唐津市の7つの離島の家庭ごみ、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、運搬船にてパッカー車やバキューム車を離島へ運び収集し、本土の処理施設に搬送して処理しており、高額な海上輸送費は市の大きな負担となっている。

これに加え、運搬船の老朽化、船員の不足及び高齢化等を理由に市内に2社あった運搬業者のうち、1社が令和元年8月末で運行を廃止した。県内外においても車両等を離島へ運搬できる船舶を所有する海運業者が少なく、県外の業者を誘致すると車両や資材等を運ぶ運賃が高くなり島民の負担が大きくなる等、深刻な状況である。

7つの離島には、約1,400人の島民が生活しており、年間でごみ約230トン、し尿約80トン、浄化槽汚泥約400立方メートルが排出されていることから、市内に残る1隻の運搬船だけでは、ごみの収集運搬など全ての業務を行うのは非常に困難であり、運搬船が撤退することになれば、島民の生活や産業に深刻な影響を及ぼすこととなる。

そこで、佐賀県におかれては、唐津市の離島における家庭ごみ等の収集運搬に関 し、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 唐津市の離島においては、家庭ごみ、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の海上輸送を民間業者に委託しているが、搬送の費用が高額であることから、地理的条件による搬送費用を十分考慮し、家庭ごみ、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の島外搬送費について、特別な財政的支援措置を講じるよう国に要望すること。
- 2 離島に暮らす島民にとって、運搬船は、家庭ごみ等の処理に関することだけでなく、自家用車や建築資材等の輸送、生活基盤に関わる公共工事、消防活動、給水対策など、用途は多岐に渡り、必要不可欠である。

しかし、貨物を輸送する運搬船は、内航海運業法において、航路の休止・廃止 に係る事前届出の規定がなく、突然の休廃止となった場合は、島民の生活に多大 な影響を及ぼすことになる。 こういった諸課題を解決するための方法として、市営による貨物輸送があるが、運搬船の建造費は高額であり、船舶の維持費や運航に係る経費が唐津市にとって非常に大きな財政負担となることから、離島貨物輸送整備等に伴う費用について、特別な財政的支援措置を講じるよう国に要望すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

佐賀県唐津市議会

佐賀県知事 山口 祥義様